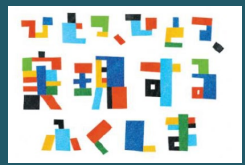


福島県「県民健康調査」甲状腺検査 県内検査実施機関を募集しています。



東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえて実施している福島県「県民健康調査」甲状腺検査について、県民がより身近な医療機関等で検査を受けることができるよう、県内で検査を担う医療機関（以下、「県内検査実施機関」という。）を募集しています。

なお、検査を開始するには、県の指定を受けた後、福島県立医科大学（以下、「医大」という。）と協定を締結する必要があります。

■応募方法

福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関指定申請書及び指定要綱第3条に記載された要件を満たすことを証明する認定証等の写し(A4サイズで印刷)を以下の担当窓口まで送付してください。

各種様式は、福島県県民健康調査課ホームページ（福島県トップ(Home)>組織でさがす>保健福祉部>県民健康調査課>甲状腺検査について>福島県「県民健康調査」甲状腺検査県内検査実施機関を募集しています。）に掲載していますので、御利用ください。

■県内検査実施機関の要件や、検査に使用する超音波検査機器の要件等の詳細については、別紙「指定要綱」をご覧ください。

■県内検査実施機関は、検査に使用する超音波検査機器を整備するための補助を受けることができます。

詳しくは「甲状腺超音波検査機器整備事業の御案内」をご覧ください。

【担当窓口】

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県保健福祉部県民健康調査課

電話：024-521-8609 電子メール：kenkoutyousa@pref.fukushima.lg.jp

県内検査実施機関（一次検査）の要件等について

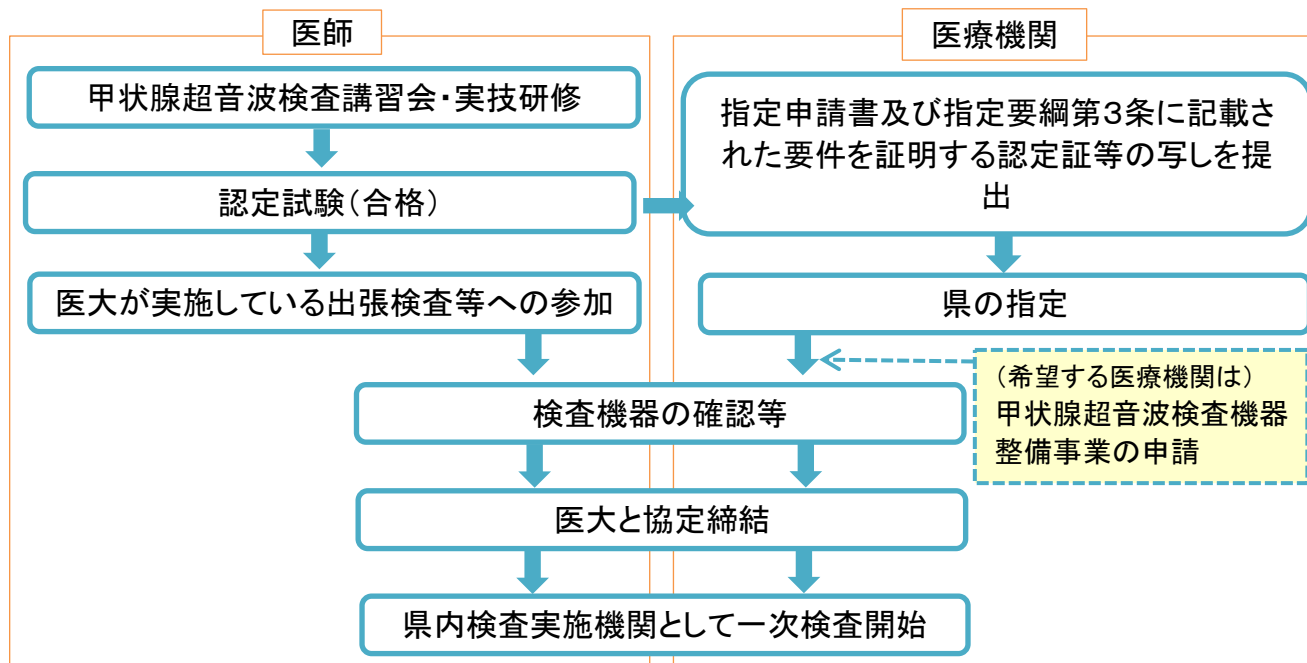
<県内検査実施機関の要件>

1 指定要綱第3条(1)アに規定する専門医が勤務している医療機関

又は

2 指定要綱第3条(1)イに規定する認定医師が勤務している医療機関

<認定医師が勤務している医療機関が一次検査を実施するまで>



検査実施にあたっては、対象者が希望により実施機関を選択することとなります。
なお、日程調整は医大が行います。



Q1 技師も検査できる？



A1 検査は、指定要綱第3条に定めた医師の他、日本超音波医学会認定超音波検査技師（体表臓器）、認定技師等も行うことができます。なお、県の指定については、検査責任の所在を明確にするため、専門医又は認定医師が勤務していることを要件としています。

（根拠:甲状腺検査実施基準<医大制定>）



Q2 検査を実施した場合に協力金はあるの？



A2 県内検査実施機関が対象者に対して甲状腺検査を実施した場合、当該甲状腺検査に要する経費として、対象者1名につき、8,701円(税込み)を当該県内検査実施機関に対して、医大から交付金としてお支払いします。

（根拠:県内における福島県「県民健康調査」甲状腺検査交付金交付要綱<医大制定>）
※交付金額については、変更する場合があります。